作業歩道開設事業仕様書

椎葉村

⑴　作業歩道の選定

造林作業が最も能率的で、かつ、造林後の管理にも役立つものであるような路順の選定を行うものとする。

⑵　作業歩道の基準

(ｲ) 道幅　最小有効幅員を40～60センチメートルとする。

ただし、折線カーブには袋地となるよう適当な道幅を設けるものとする。

(ﾛ) 路体　原則として切取路面とし、両側には10センチメートル以上の排水溝を附するものとす。

ただし、盛土の場合にはがん固な基礎工のうえに十分なつき固めを行いつつ仕上げるものとする。

(ﾊ) 勾配　できるだけ天然勾配を地形に利用し、断続勾配に陥らないよう全体勾配を配置すること。

⑶　捨土

樹木の損傷又は災害発生の原因とならないよう注意し、適宜処理するものとする。

⑷　その他

この仕様書に明示しない事項、その他不審なことがらが発生した場合は、監督員の指示を受けるものとす。